

主 文

原判決を破棄する。  
被告人Aを懲役一年六月に  
同Bを懲役三年に処する。  
押収にかかる日本剃刀一挺（証第一号）はこれを没収する、  
同皮製手提鞆及び布製財布各一個（証第二、三号）は被害者Cにこれを  
還付する。

原審並に当審における訴訟費用中各国選弁護人に支給した分は被告人B  
の負担とし爾余の分はいつでも被告人兩名の連帯負担とする。

理 由

本件各控訴の趣意は検察官浜田竜信、被告人Aの弁護人塚本義明の各控訴趣意書  
に記載されている通りであり検察官の控訴趣意に対する被告人A弁護人塚本義明の  
答弁の趣意は記録中の同弁護人名義の答弁書記載の通りであるからここに之を引用  
するが之に対する当裁判所の判断は次の通りである

検察官及び被告人Aの弁護人塚本義明の各事実誤認の控訴趣意について  
原判決がその認定にかかる原判第一の犯罪事実関係の証拠として挙示している  
各証拠並に当審において取調べた証人C、D、Eの各尋問調書及び検証調書の各記  
載を総合すると右事実に関する法律上の判断を除き略々同判示の如き事実を認定す  
ることが出来る。即ち是等証拠によれば被告人兩名は昭和二十九年三月十日頃  
午後九時頃岐阜市a町b丁目F株式会社工場附近の路上にて対談中のC、Gの兩名  
を認むるや被告人Bが言葉尻を捕えて因縁をつけ、被告人Aもこれに同調して被  
告人BはCの顔面のあたりを殴打し被告人Aは同人を前記工場事務室前附近路上  
と暗き場所に連行し拳を以つて同人の鳩尾を突き被告人Bは所持の日本剃刀を  
て「金を貸せ」と申向けたところ時刻と云い場所柄と云い就中被告人兩名の言  
に動作に畏れを抱いた右Cが若干の所持金を交付してその場を遁れようと思惟し  
百円位持つている金は鞆の中にあると答えやがて同人の自転車の荷受の上にあ  
同人の鞆を取上げ之を自転車の上に置き鞆の中にあつた現金二万三千余円在  
布を取出しその口を開き百円札数枚を被告人等に手交しようとしてその中二  
を掴み出そうとした瞬間その財布を目撃した被告人Bか右被害者の隙を見  
止する余裕を与えず突如右財布を持ち逸早くその場を逃走した事実を明認す  
が出来る。而して原審は右事実を以つて恐喝未遂罪と窃盗罪の二罪を成立  
と解し、而もこの両者は刑法所定の併合罪であるとなし、之に関する法条を  
断していることは洵に各所論の通りであるが、斯かる場合被告人等の右の  
を檢察官所論の如く強盗罪を以つて問擬するか或は恐喝の一罪と認めるか又  
護人所論の如く窃盗罪の一罪と認めるか將又原判決の如く之を恐喝未遂罪  
との併合罪と認めるかは一に法の精神と社会通念に照し如何に法律上の  
のが合理的であるかによつて定まるものと解するを相当とする。

仍つて先づ檢察官所論の如く強盗罪を以つて問擬すべき価値ある所為なりや否や  
につき按ずるに凡そ強盗罪が成立する為には行為者の被害者に加えた暴行脅  
度が被害者の反抗を抑圧する程度のものであるとを要するに於ては論を俟た  
ころである。成程本件犯行は檢察官所論の通り原判示の如く午後九時頃人  
い寂漠な場所で行われてはいるが、被告人等が被害者に対して用いた言辭、  
兇器の種類、性質、被害者の畏怖の程度に鑑み、社会通念に照し未だも  
構成要件たる相手方の反抗を抑圧する程度の暴行脅迫の行為があつたものと  
ことは出来ない。従つて被告人等の行為を強盗罪として処断すべきである  
この論旨は理由がない。

<要旨>次に檢察官の恐喝既遂の一罪であるとする論旨及び弁護人の窃盗罪の一罪  
として処断すべきであるとの各論</要旨>旨について併せて審究するに被告人等が本  
件犯行に当り用いた前述の如き暴行脅迫の手段、その際示した兇器の種類、性質、  
被害者の畏怖の程度等に鑑み、犯行の時刻場所の点を考え合せて見てもこの種  
為は法律上の価値評価において檢察官の論旨第一点の（二）に詳述する如く恐  
遂の一罪を以つて問擬すべきものと認むるを相当とする。蓋し恐喝罪は犯人が  
者に対し暴行又は脅迫を加え之に因り被害者に畏怖の念を生ぜしめ、因つて  
なる意思決定にもとづき財物を交付し犯人が之を受領することによつて成  
罪であるが被告人等が被害者Cに対し加えた前叙の暴行、脅迫は前述の通り  
の反抗を抑圧する程強度のものではないが被害者に畏怖の念を生ぜしむるに  
であり、且被害者は右暴行脅迫によつて畏怖の念を抱き之が為不本意ながら  
管中の現金の中から数百円の現金を被告人等に交付する意思決定を為し自ら

